

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○就業構造基本調査規則（昭和五十七年総理府令第二十五号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。） 第二条第四項に規定する基幹統計である就業構造基本統計を作成するための調査（以下「就業構造基本調査」という。）の実施 については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（調査事項等）</p> <p>第六条 就業構造基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 十五歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ〜ホ（略）</p> <p>へ 現在の居住地に関する事項</p> <p>ト 在学、卒業等教育の状況</p> <p>チ 収入の種類</p> <p>リ 就業状態</p> <p>ル 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類</p> <p>ロ 所属の企業全体の従業者数</p> <p>ハ 仕事の種類</p> <p>ニ 従業上の地位</p> <p>ホ 雇用契約の期間及び更新回数</p> <p>ヘ 主な仕事からの年間収入</p> <p>ト 就業日数及び就業時間に関する事項</p> <p>チ 就業開始の時期</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。） 第二条第四項に規定する基幹統計である就業構造基本調査を作成するための調査（以下「就業構造基本調査」という。）の実施 については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（調査事項等）</p> <p>第六条 就業構造基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 十五歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ〜ホ（略）</p> <p>へ 調査時の一年前の常住地</p> <p>ト 在学、卒業等教育の状況</p> <p>チ 就業状態</p> <p>ル 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類</p> <p>ロ 所属の企業全体の従業者数</p> <p>ハ 仕事の種類</p> <p>ニ 従業上の地位</p> <p>ホ 主な仕事からの年間収入</p> <p>ヘ 就業日数又は就業時間に関する事項</p> <p>チ 就業開始の時期</p>

<p>2</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 年間収入 (略)</p>	<p>二 世帯に関する事項</p> <p>ウ 育児及び介護の状況</p> <p>エ 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による仕事への影響</p>	<p>ソ 転職及び追加就業希望に関する事項</p> <p>ツ 副業に関する事項</p> <p>ネ 新規就業希望に関する事項</p> <p>ナ 調査時の一年前の就業状態</p> <p>リ 前職に関する事項</p> <p>ム 職業訓練及び自己啓発に関する事項</p>
---	--	---

<p>2</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 収入の種類</p> <p>ハ 年間収入 (略)</p>	<p>二 世帯に関する事項</p>	<p>タ 転職及び追加就業希望に関する事項</p> <p>レ 副業に関する事項</p> <p>ソ 新規就業希望に関する事項</p> <p>ツ 調査時の一年前の就業状態及び就業理由</p> <p>ネ 前職に関する事項</p> <p>ナ 職業訓練及び自己啓発に関する事項</p>
--	-------------------	---